

千葉県立保健医療大学学科長選考規程

平成21年4月1日

規程 第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第11条第10項の規定により、千葉県立保健医療大学健康科学部の各学科の学科長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第2条 学科長候補者（以下「候補者」という。）の選考は、健康科学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、候補者の選考を行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき
- (3) 学科長が欠員となったとき

2 候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合には速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 候補者は、当該学科の教授をもって充て、人格が高潔で、学識が優れた者でなければならない。

(知事への申出)

第5条 学長は、第2条の規定により候補者を選考した場合は、知事に申し出なければならない。

(任期)

第6条 学科長の任期は、2年とする。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 第3条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項にかかわらず前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第7条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、評議会の議を経て学長が定める。

2 学科長の選考に関してこの規程に定めのない事項については、健康科学部教授会の議に基づき、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に学科長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和2年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。